

令和7年度 女の都小学校いじめ防止基本方針



<目的>

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

<基本方針>

- 1 いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こりうるものと捉え、「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識を学校教育全体を通じて、指導する。
- 2 いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。
- 3 子どもの小さな変化について、見逃さないようにする。
- 4 教職員の何気ない言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることは絶対にあってはならないことであり、日ごろより児童との信頼関係を築く。

【めざす児童像】めのと教育：めもだちとみがき合う思いやりのある子
豊かな情操と道徳心を持ち、よりよく人のかかわりをもつことができる子ども

いじめ対策委員会

※「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

○構成人員

・校長(委員長)・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・該当学級担任

○開催時期

・問題発生時

専門家・外部関係者

※学校サポーター。その他必要に応じてSC、SSWの派遣の要請をする。

育友会・地域との連携

- 学級育友会懇談会
- 役員会
- 本部会での情報交換。
- 放課後子供教室の反省会での情報交換

関係機関との連携

- 長崎市子育てサポート課との連絡・相談
- スクールサポーター・民生児童委員
- 少年補導員との懇談会による情報交換

児童会

- 児童会、自己指導能力の育成を目指した自主的な取組について示す。
- 縦割り遊び・活動を通して、異学年の交流を深める。

(いじめの禁止)第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法

(保護者の責務等)第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 1 校内指導体制の確立
- 2 教師の指導力の向上
- 3 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 4 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 5 子どもの自己肯定感の育成
- 6 子どもの自己指導力の育成
- 7 特別な配慮が必要な子どもへの支援
- 8 家庭・地域、関係機関との連携強化
- 9 学校基本方針の周知
- 9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 10 学校基本方針による取組の評価

いじめの早期発見

- 1 全職員による観察・情報交換(生活連絡会の開催 月に1回)
- 2 定期的なアンケート調査(心のアンケート)や個人面談の実施
- 3 教育相談の体制
- 4 情報の収集
- 5 相談機関等の周知

いじめに対する措置

- 1 事実確認
- 2 組織的な対応
- 3 いじめられた児童及びその保護者への支援
- 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- 5 集団への働きかけと継続的指導、ネット上のいじめの対応

重大事態発生時の取組

1 重大事態発生 調査を要する重大事態の例

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合、精神性の疾患を負った場合など

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会または学校の判断で重大事態と認識する。※土日を除いて 7 日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告を行う。

③ その他の場合

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

2 重大事態の報告 学校→教育委員会→市長

3 調査の主体

いじめ対策委員会(学校) 又は いじめ問題調査チーム(教育委員会)

4 調査の実施

いじめが発生した場合の対応



いじめのチェックリスト

1 いじめられている子どもが発するサイン

①からだや体調

- ・衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ・傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ・頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ・どこかおどおどしていて、おびえているように感じられる。
- ・教師と視線を合わせようとしない。

③友達との関係

- ・周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。
- ・人の言いなりになっているように見える。
- ・今までつきあっていたグループから急に離れた。
- ・交友関係が急に変わった。
- ・いやなあだ名で呼ばれている。
- ・特定の子どもの席に座ろうとしない。

④生活面

- ・文具、服、靴、などが隠されたり、壊されたりしている。
- ・黒板、トイレ、などに実名で落書きされている。
- ・納入金などを急に滞納しはじめた。

学校のチェックポイント

- ①学級の雰囲気…グループしか分からないあだ名で特定の子どものことを話している。
- ②登校時や朝の会…早退、遅刻、欠席が目立つなど
- ③授業時間…1人で遅れて教室に入ってくることが多い。特定の子どもの発表すると笑いや冷やかし、無視がある。よい発言をしたのに賞賛や評価が得られない。
- ④昼食時…給食を残しがちである。給食当番の場合、特定の子どものがさつた食器を触らない。
- ⑤休み時間…目の届きにくい場所からよくでくる。友達とよくふざけあっているが表情が暗い。
- ⑥掃除活動…1人でしていることが多い。いつも後片付けをさせられている。
- ⑦放課後…友達というよりも教師と話したがる。

家庭でのチェックポイント

- ①服装…ポケットが破れていたり、ボタンが取れたりしている。服装が何となく乱れている。
- ②持ち物…持ち物が頻繁になくなっている。持ち物に落書きされている。
- ③金銭…急に金遣いが荒くなる。お金をねだることが多くなる。金品をたびたび持ち出している。
- ④家庭学習…急に学習意欲がなくなる。
- ⑤態度やしぐさ…どこともなくおどおどしている。日曜・休日は機嫌がよい。
- ⑥からだや体調…からだをかくし、みられるのをいやがる。
- ⑦友人関係…友達の話をしなくなる。外出しようとする。

○ 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	○児童の引き継ぎ ○児童理解・観察	10月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート
5月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート	11月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート
6月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート	12月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート ○個人面談
7月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート ○個人面談 ○保護者面談	1月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート
8月	○事例研究会	2月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート
9月	○生活指導連絡会 ○心のアンケート	3月	○生活指導連絡会 ○児童仮引き継ぎ

○ 様々な相談機関

(1) 主な相談窓口

相談窓口	電話番号等	相談時間
長崎市教育研究所	0120-55-6275	
親子ホットライン（県教育センター）	0120-72-5311	9:00～20:50（月～金）
チャイルドライン（子供専用電話）	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間対応
こころの電話	095-847-7867	9:00～15:15（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（月～金）
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00～17:45（毎日）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
こどもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）
メール相談窓口	soudan@news.ed.jp	24時間対応

(2) 県及び市町教育機関の主な相談窓口（長崎市関係のみ記載）

県市町	相談窓口	電話番号
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132
	佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080
長崎市	こども相談センター	095-829-1122
	長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275
	子育て支援相談電話	095-825-5624